**流山市地域密着型サービス等施設整備事業補助金の解説資料**

|  |
| --- |
| **用語の説明** |
| 市要綱 | 流山市地域密着型サービス等施設整備事業補助金交付要綱 |
| 県交付金 | 千葉県介護施設等整備事業交付金 |
| 県実施要綱 | 千葉県介護施設等整備事業交付金実施要綱 |
| 県基金 | 千葉県地域医療介護総合確保基金 |
| 法 | 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 |
| メニュー通知 | 平成31年度地域医療介護総合確保基金（介護分）予算案の概要及びメニューの充実等について（平成31年1月18日厚生労働省老健局高齢者支援課・振興課事務連絡） |
| 留意事項通知 | 地域医療介護総合確保基金の活用に当たっての留意事項（平成31年4月26日医政地発0426第2号等厚生労働省医政局地域医療計画課長等の別添） |

|  |
| --- |
| **流山市地域密着型サービス等施設整備事業補助金交付要綱の補足** |
| 第１条 | 【この補助金の位置付け】この補助金は本市の厳しい状況を考慮して県交付金を財源としているため、**県交付金の内示を得ることが必須となります。**（この補助金の概念図を本条の末尾に掲載します。）この県交付金は県基金を活用していることから、法第６条に該当する基金であることがわかります。（県実施要綱第1条、県基金条例第５条、法第４条第１項）つまり、本件整備は、法第６条の基金（＝県基金）を活用する都道府県計画に掲載された事業であることがわかります。また、本件整備が都道府県計画に掲載されるためには、市町村計画を作成し、県に提出する必要があると推察されます。（法第４条第２項第２号ハ、第５条第５項）しかし、留意事項通知第１の３において、「市町村において基金を活用した事業を実施する場合は、可能な限り市町村計画を作成されたい。」に留まり、本市を含め千葉県で**市町村計画を作成している自治体はない**と令和元年11月改正時に千葉県高齢者福祉課聞き取りました。なお、事前協議時に提出している介護施設等整備事業計画書（県実施要綱第２）も、留意事項通知第１の３を具備しないため市町村計画に該当しませんが、この計画書から都道府県計画に反映されていると思われます。（参考：厚労省HPには都道府県計画のみ）（出典：メニュー通知） |
| 第２条 | 【第1項】「運営協議会の意見を踏まえて選定」とは、整備に相応しい事業者か否かを判断するために意見を聞いて選定するという意味です。【第2項】「特に市長が認めた場合」とは、運営協議会に諮る必要のない地域包括支援センター及び地域密着型サービス以外の整備を想定しています。　また、施設内保育施設については、本体介護施設が高齢者支援計画に基づく場合には、施設内保育施設の整備が当該計画に明示していなくても、当該計画に基づくものと解釈します。 |
| 第３条 | 【参照先】県実施要綱別表１、別表２【趣旨】今後、整備（増床）が見込まれる施設及び既に本市に存在する施設※を補助対象施設としています。※施設の廃止等により、急遽新たに整備する可能性があるため。【支援計画に適合するとは】これは、流山市高齢者支援計画に位置付けられている整備がこの補助金の対象となることを意味します。この支援計画には市町村介護保険事業計画が含まれており、この事業計画には、「各施設の利用定員」及び「サービスごとの見込量」を定めることとされており、その“確保の方策”については努力義務に留まりますが、支援計画に定めているものです。（支援計画「はじめに」、介護保険法第117条第１項第１号、同条第3項第1号）【小規模介護医療院、小規模養護老人ホーム、小規模ケアハウス、生活支援ハウス及び緊急ショートステイ】整備する見込みがないため、規定していません。【都市型軽費老人ホーム】既成市街地等に流山市が含まれず、設置が不可能なため規定していません。【地域密着型特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所】　これらの施設は、その定義よりサテライトも対象に含まれます。（県実施要綱第３の１）【地域密着型介護予防サービスについて】　地域密着型介護予防サービスは、そのサービス単体で提供することは想定されず、地域密着型サービスと一体的に提供されるが一般的です。　このため、地域密着型サービスを提供する施設等であれば地域密着型介護予防サービスの提供の有無に関わらず当該施設を補助対象施設と判断します。よって、地域密着型介護予防サービスは規定していません。【介護予防拠点、施設内保育施設】県実施要綱別表１、別表２と同様のものが対象となります。 |
| 第４条 | 【県交付要綱との関係性】（１）県交付要綱第４条では、事業別に補助対象外経費を定めていますが、他の事業の補助対象経費に影響を与えることがないため、この要綱では事業を区別せず補助対象経費を定めています。例：同条（１）エ「職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設にかかる事業」については、介護施設等の施設開設準備等支援事業とは関係がない。（２）「既に実施している事業（同条（１）ア）」とは、「交付決定前の着手」を意味するとの千葉県高齢者福祉課の見解であり、市要綱においても申請→着工→実績報告としているため、**着工後の申請は対象外**となります。【留意事項】（１）「地方公務員の給与に充てる場合（県交付要綱第４条（２）ア）」については、本市に市営の施設がないため規定していません。（２）「市長が別に定める」とは、この補助金が県交付金を財源とすることから、内示額と同額となります。 |
| 第５条 | 交付申請の際は、その算定根拠が分かる資料（契約書および内訳書等）が必要となります。 |
| 第６条 | 【参照先】県交付要綱第６条（２）エ交付決定通知に市要綱を添付する等、必ず本条各号に掲げる条件を提示してください。【第１項第３号（公告、入札、契約に関する手続きについて）】市契約手続きとして、下記手続きによる契約が原則となります。1. 一般競争入札による施工業者の選定

※流山市入札参加資格者名簿に登録があること②２週間の入札公告※法人ホームページ、紙媒体で周知すること③開札時の市職員立会い※入札結果報告書を作成し、記録を補完しておくこと【第２項】前項第３号の市の契約手続きの取扱いに準拠すると、手続きに１か月半～２か月程度時間を要するため、次のような場合には事業の完了に支障きたすことから、例外として設けたものです。ア　急遽整備を行うような場合イ　県の要綱改正等で補助申請時期が遅れてしまう場合 |
| 第９条 | 　本条の検査を実施する場合は、「流山市地域密着型サービス等施設整備に係る現地調査実施要綱」により実施します。 |
| 別表第１ | 本表は、**県実施要綱別表１の地域密着型サービス等整備事業と概ね同様の内容**としています。【既存施設を活用した整備とは】　これは、県実施要綱別表１において**「空き家を活用した整備」と表現されており、その趣旨は既存社会資源を活用した整備を指し、空家等対策の推進に関する特別措置法の「空家等」とは異なるもの**と示されています。（「空き家を活用した整備の取扱いについて」H29.1.11千葉県高齢者福祉課施設整備班長事務連絡）【県実施要綱第３の１との相違点】（１）オーナーが貸し付ける事業については、本市においては土地の取得が困難ではないことから対象としていません。　　　なお、貸し付け事業の趣旨は、土地の取得が困難な都市部では、オフィス等の需要が高くオーナーに介護施設等を整備するメリット（低廉に整備した施設を貸付け、長期間安定的な収入を得る）を与える必要があったものと考えられます。（メニュー通知別紙の１（１）①）（２）改築については、県高齢者福祉課に改築の補助対象要件を電話でヒアリングしたところ未定との回答であったため、市要綱に定めることができないため見送りました。　　　改築の需要が発生した際、改めて県と協議し市要綱改正の必要性を検討します。 |
| 別表第２ | 本表は、**県実施要綱別表２の介護施設等の施設開設準備経費等支援事業と概ね同様の内容**としています。【補助対象経費】　補助対象経費となる以下の費用は次のようなものを指します。　・工事請負費（施設の構造を変更する工事、施設の内装等を変更する工事、必要な設備等を設置する工事） |
| 別表第３、第４ | 【別表第３】地域密着型サービス等整備事業（県実施要綱第３の１）に該当する事業の場合に使用します。【別表第４】介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（県実施要綱第３の２）に該当する事業の場合に使用します。【収支予算書】　申請書の別紙を使用してください。 |
| 別表第５、第６ | 【別表第５】地域密着型サービス等整備事業（県実施要綱第３の１）に該当する事業の場合に使用します。【別表第６】　介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（県実施要綱第３の２）に該当する事業の場合に使用します。【収支決算書】　実績報告書の別紙を使用してください。【補助対象経費を支払ったことを証する書類】これは、契約ごとに請求書・領収書の写しを指します。 |
| その他 | 県実施要綱では、上記のほか以下の補助対象事業を位置付けており、これに対する本市の見解は次のとおりです。【定期借地権設定のための一時金支援事業】　メニュー通知p.13において「土地の取得が困難な都市部等での・・・」とあり、本市では土地の取得が困難な状況に該当しないと判断し不採用としました。【既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修事業】　当該事業の需要が発生した際、市要綱に位置付けるか検討します。【民有地マッチング事業】　当該事業は、メニュー通知１（３）において「国有地・公有地を活用してもなお、土地の取得が困難な地域があることを踏まえ・・・」とあり、本市はこのような状況に該当しないと判断し不採用としました。 |